



障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間（在職730日以上かつ従事360日以上）障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細はお問い合わせください。</p>		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェアなどの業務用被服費

ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※1）

- 介護職員初任者研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
- 同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）
- 行動援護従事者養成研修

(2) 令和3年4月1日以降、障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方

(3) 栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに届出・登録（※2）を行い、障害福祉分野就職支援金貸付利用計画書を提出した方

(4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

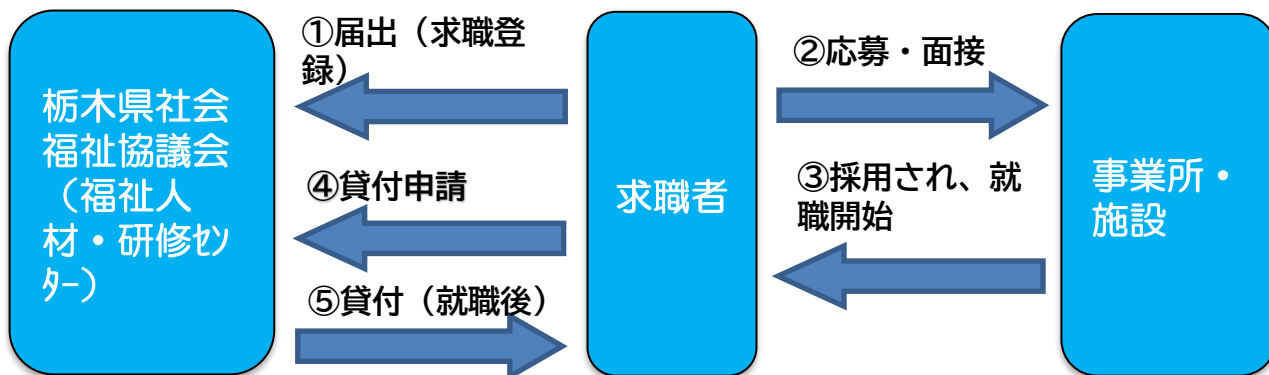
※1 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にご相談ください。

※2 令和3年4月から令和3年10月の就労者はこの限りではない。

返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間（在職730日以上かつ従事360日以上）従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

貸付までの流れ



※免除要件を満たさない場合は、返還となります。

申請方法

STEP 1

障害福祉職員として就職する日までに栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「**届出書 (兼求職登録票)**」と「**就職支援金貸付利用計画書**」を提出してください。

※福祉人材・研修センター窓口または県内10-ワークでの「福祉のお仕事出張相談 (宇都宮を除く各10-ワークで月1~2回実施)」窓口に直接お越しください。貸付申請書等はその際お渡しします。

STEP 2

勤務開始後、**1カ月以内**に福祉人材・研修センターに貸付申請書等を提出してください。(令和3年度に限り、令和3年4月1日就職者まで遡り申請を受け付けますので、申請の際は事前に連絡して下さい。)

就職する日までに提出する書類

- ①届出書 (兼求職登録票)
- ②就職支援金貸付利用計画書

申請時に必要な書類

- ①就職支援金貸付申請書
- ②本人・家族 (所得のある方のみ) の直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し等)
- ③連帯保証人の直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し等)
- ④介護職員初任者研修以上の研修修了書の写し
※就職と同時に研修受講する場合には、研修修了時に提出
- ⑤住民票 (世帯全員の記載があるもの、マイナンバーは不要)
- ⑥業務従事証明書



お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL : 028-643-3300 / FAX : 028-623-3340